



令和3年(行コ)第26号 国籍確認等請求控訴事件

控訴人 野川等 外7名

被控訴人 国

準備書面(2)

2021年9月30日

東京高等裁判所第16民事部口係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 近 藤 博 徳



弁護士 椎 名 基 晴



弁護士 仲 晃 生



弁護士 仲 尾 育 哉



中略

(3) 結論

以上のとおり、控訴人7は、スイス国籍取得のためにスイス連邦国籍法が求める形式的要件も実質的要件もすべて充足し備えている。

したがって、控訴人7がスイス国籍取得を申請すればスイス国籍取得が確実に認められる。

第2 結論：控訴人7に確認の利益がある

上記のとおり、控訴人7は、スイス国籍取得を申請すれば確実に取得が認められ、その結果、日本の国籍法11条1項により日本国籍を自動的に喪失する。日本国籍の保持を望む控訴人7は、国籍法11条1項の無効が確認されない限り、スイス国籍取得申請に踏み出せない。

したがって、控訴人7には本件訴訟の確認の利益がある。

以上



令和3年（行コ）第26号 国籍確認等請求控訴事件

控訴人 野川等 外7名

被控訴人 国

準備書面（3）

2021年11月30日

東京高等裁判所第16民事部口係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 近 藤 博 徳



弁護士 椎 名 基 晴



弁護士 仲 晃 生



弁護士 仲 尾 育 哉



中略

3 結論

以上のとおり、控訴人 8 はフランス国籍取得のための要件をすべて備えている。

したがって、控訴人 8 がフランス国籍取得を申請すればフランス国籍取得が確実に認められる。

第 2 結論：控訴人 8 に確認の利益がある

上記のとおり、控訴人 8 は、フランス国籍取得を申請すれば確実に取得が認められ、その結果、日本の国籍法 11 条 1 項により日本国籍を自動的に喪失する。日本国籍の保持を望む控訴人 8 は、国籍法 11

条1項の無効が確認されない限り、フランス国籍取得申請に踏み出せない。

したがって、控訴人8には本件訴訟の確認の利益がある。

第3 補論：スイス及びフランス国籍取得制度との関係

以下、スイスとフランスの国籍取得の制度について、控訴人7及び控訴人8に関係する範囲で、念のため補足しておく。

控訴人7に関係するスイス連邦国籍法第9条及び第11条は「連邦は、申請者が下記要件を満たす場合、帰化許可証を認めなければならない。」と定めている（甲59の4の2）。つまり控訴人7のスイス国籍取得は、日本の国籍法5条以下のような裁量許可による国籍取得とは異なり、一定の要件を満たしたうえで取得申請をすることにより確実に認められるものである。

また、控訴人8に関係するフランス民法第21条の2は、フランス国籍者との婚姻から4年が経過した外国人について、「結婚以来感情面でも物質面でも共同生活が婚姻以来継続していること、及びフランス国籍の配偶者がフランス国籍を維持していることを宣言することによって、フランス国籍を取得することができる。」と定めている（甲60の2の2）。つまり控訴人8のフランス国籍取得も、日本の国籍法5条以下のような裁量許可による国籍取得とは異なり、行政府の裁量により左右されるものではなく権利として認められたものであり、一定の要件を満たしたうえで取得申請をすることにより確実に認められるものである。

したがって、控訴準備書面（２）で述べたとおり、スイス国籍取得のための法定の要件を満たしている控訴人７のスイス国籍取得は、取得申請さえすれば確実であり、取得申請をすれば日本の国籍法１１条１項により控訴人７の日本国籍が失われることも確実である。

また、本書面第１及び第２で述べたとおり、フランス国籍取得のための法定の要件を満たしている控訴人８のフランス国籍取得は、取得申請さえすれば確実であり、取得申請をすれば日本の国籍法１１条１項により控訴人８の日本国籍が失われることも確実である。

そして、日本国籍の保持を望む控訴人７及び控訴人８は、国籍法１１条１項の無効が確認されない限り、生活・在留資格の安定や職業選択の機会の確保、家族結合の保障など、自身の幸福追求のために切実に必要としているスイス国籍あるいはフランス国籍の取得申請に踏み出せない。

よって、控訴人７及び控訴人８には、本件訴訟の確認の利益がある。

以上